

議第43号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例
京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。
別表ふぐの取扱い及び販売に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）の
項中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）」
を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例」に、「ふぐ取扱業の」
を「ふぐ処理業の」に、「ふぐ取扱業認証書」を「ふぐ処理業認証書」に、
「第11条第6項」を「第11条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

ふぐの取扱い及び販売に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。